

菱刈本城城主考

五味 克 夫

中世、大隅国の御家人領主菱刈氏の本拠地である太良院本城の支配の変遷について従来の説に疑問をおぼえたのでここに関係史料を掲示して愚考を記し、併せて戦国期、近世初頭における菱刈氏一族の島津氏はじめ相良、北原、渋谷氏ら他氏との関係について些少の整理紹介をしてみたい。

〔一〕

菱刈本城については菱刈則博氏所蔵文書（鹿児島県歴史資料センター黎明館寄託）の寛政六年（一七九四）十二月、菱刈隆邑の「伊集院氏神其外諸郷由緒旧跡考」の中に「本城郷麓太良院平良院トモ平城、菱刈家代々之居城也、一ノ丸・二ノ丸・三ノ丸・外輪等并立、四方平地ニ而高城也、本丸于今礎跡残り、荒神之楠木有、城之巽方水之手口有」とあり、昭和六十二年三月県教委刊行の「中世城館跡調査報告書」には太良城として所在地は菱刈町大字南浦字西川。立地は丘陵、現況は山林・宅地・会社敷地・規模は300×350複、残存度はやや良、存続期間は建久五年～慶長十九年、築城者は菱刈氏、在城者は島津氏・菱刈氏、遺構は郭・腰郭・空堀・水堀・たて堀・大手・からめ手・堀底道、備考に別称として平城・本城ともありとの説明があり略測図が掲げられている。事実現地を訪れば明らかに中世山城とみられる景観を目の当りにすることができる。また昭和五十四年三月刊行の『日本城郭大系』18にも太良城として「現在・太良城址は城山と呼ばれる台地で、斜面は孟宗竹と雑木に覆われ、上部は公園になっている。本丸の跡は平地より約50mも高い、本丸・二の丸とあり、周囲は絶壁

になっている。本丸・二の丸の地点からは、北東の馬越・前目・下手方面が眼下に見下ろせる。二の丸の下に物見台があったが、斜防工事のため取り除かれてしまった。」とある。

本城・太良とも旧菱刈郡内の地域名としても用いられているが、本来本城とは菱刈氏の領有する地域内の本拠の城を指して呼称したものであろう。もちろん建久五年菱刈氏の初祖重妙が入部して以来、院司の治所として同城に拠ったとする伝承の確証はないが、中世末戦国期には本城とよばれ、近世初頭まで菱刈本宗家の拠城となっていたことは間違いない。

本城の近辺には南は瓜の峯に永禄七年（一五六四）九月十八日没した天岩道祐大禪伯（重州）、同九年（一五六六）十一月十八日没した舜山道堯大居士（重猛）の墓塔があり、北は荒田原西川の曹源寺跡に慶長四年（一五九九）十二月八日庄内の乱で戦死した月松道皎庵主（重広）の墓塔があり、現存しないが大林寺に智岳道永居士（重副）とその室大林妙心大姉（薩州島津家成久女）の位牌が祀られていたという。すなわち中世末より近世初頭にかけての本宗菱刈家歴代重副・同室・重州・重猛・重広が本城の周辺に葬られていたわけで、そのことは本城の同家の本拠地であることを物語っているものといえよう。また瓜の峯に重州・重猛の石塔と並んで西華蓮船公大禪定門（相良為統）の石塔のあることも、その時期、菱刈氏が人吉の相良氏と緊密な関係を持ち、提携して島津氏等の勢力と対抗していた事実を反映しているものとみてよいであろう。「相良家文書」、「相良氏山門知行以下由緒書」、「沙弥洞然長状写」等によれば、為統は菱刈氏重（道秀）の曾として自身菱刈に出行して菱刈氏を助け一時期牛山を知行、明応九年（一五〇〇）に没している。為統の子が長每であり、その子が長祇、義滋（長唯）であり、また菱刈氏重の子が忠氏、その子が重時、その子が重副である。為統の墓は人吉願成寺、多良木黒肥地青蓮寺にもあるが、とくに菱刈氏の本拠地にも造立されていることは両氏の絆の強さを示して

いるといつてよいであろう。

菱刈氏の支配する領域は時代によって変わるが、盛時には薩摩国牛屎院と大隅国菱刈院の両院の大半を併せ、居城も本城（太良城）、曾木城・湯の尾城・馬越城・入山城・青木城・花北城・羽月城・平和泉城・山野城の他牛山城（大口）をも占拠していたこともあった。

『上井寛兼日記』天正二年（一五七四）十月五日条には永祿年間菱刈氏が島津氏に対抗、人吉相良氏や真幸北原氏、さらに日向伊東氏等と通じて叛服を繰り返してきた経過をのべ、なお異図の疑のあることについて詰問し、その善処を求めていることを記しているが、その終りで「如此度々菱刈之事憚多候条、可被絶家を処、国衆を御崩候てハ如何之由、御一言迄にて、今之孫三郎殿^{（重広）}祢答院へ御座候つるを尋被出候而、如当時菱刈家本城へ御残候、然ニ頃野心之由世間風聞候、実不実ハ無御存知、如此世間申候ハハ、一定菱刈為家之ニ成ましく候間、いつかたへも似合^{（重）}之所ニ、可被成御繰返^{（重）}之由候也、彼両使者被申事に、蒙仰条々、尤之子細候、罷帰、一々ニ可申聞せ由候也」とのべている。ここでは恩遇で菱刈家に本城の領有を認めたにも拘らず近頃野心のうわさがある。実否は別として世間の風評が立った以上、家の為にもよろしからず、どこか適当な別所に移ったら如何かと申渡し、これに対し両使者も合意、菱刈に帰った上で十分に理解を得るようにつとめるといっているのである。すなわち本城の他に替地も求める方向は定まったわけであるが、どこと具体的に定まったわけではない。ところが次の十一月二十一日条では当時伊集院の様子が心もとないので使者を派遣する旨左の記述がある。

「此日、御老中へ被仰出候、明後日加世田へ御越可有候、御かへるさに伊集院へ御着被成候する、其故者伊集院当時無正跡様ニ被聞召候、一ヶ条可被仰出御覚悟候、村田・平田之間ニ一人、伊集院へ被参候へと上意候也、即御老中へ申候、兩人之間一人可致祇候由候、」

そして古記録同書の編者は「伊集院当時正跡無き様ニ」とあるところに「菱刈重広、伊集院神殿ニ在リ」と註をつけ、さらに頭註に「義久加世田ヨリノ帰途伊集院ニ立寄り菱刈重広ヲ戒飭セント言フ」と説明している。それによれば菱刈重広は天正二年十月領地替えの干渉を受けるや、直に伊集院神殿に移り翌月にはその統治にとりくんだ如くに理解されていることがわかる。そしてこれは菱刈重広が天正二年本城・曾木の領地を返上、かわりに伊集院（上）神殿に新領地を与えられたとする通（定）説の影響をうけていることを知るのである。

そのことは菱刈氏自身認めているところであり、黎明館寄託菱刈文書、『菱刈氏二係ル旧徴書類抄』の中に「天正二年九月云々、初公賜菱刈孫三郎^{鶴千代改}重広本城・曾木^{永祿十}二年、重広稍失臣節、会遣使詣鹿兒島、冬十月五日、召使者於護麻所使上原長門守・上井寛兼数菱刈氏之罪者数条、使者惶恐受罪而去、於是与重広伊集院神殿村、以易曾木・本城」とあり、（これは『島津図史』と同文である。）また菱刈氏系図、重広の条には「永祿十三年（一五七〇）庚午二月七日、義久公滞坐于千台、故鶴千代詣千台、忝義久公加冠鶴千代、而号孫三郎重広、同二月二十八日、入部于本城、其後一族動挟野心者多、故重広請転旧領賜他所、是故天正二年転本城・曾木、賜伊集院之内神殿、因重広移居於神殿、乃伝子孫也、自先祖重妙至重広、伝領菱刈両院、四百年于茲也」と記している。そして『島津国史』は伊集院神殿村を曾木・本城にかえて与えたとする記事の典拠は菱刈孫太郎系図としているのである。そして同じく『上井寛兼日記』天正三年（一五七五）正月十一日条に「此日、御談合初にて候、条数余多にて候、伊地知勘解由殿、拙者御使申候、先々吉日之間、五ヶ条被仰出候、其条々 一、神社、仏閣修造興行之事、一、御弓箭之事、一、下大隅移衆之事、一、下大隅^{菱刈}緑替之事、一、諸法度之事付錢撰事、此等之儀被仰出候、各地頭衆承、中宿へ被罷帰候、」とある。すなわち上井寛兼が伊地知重秀と共に使役を勤め

た天正三年正月の談合はじめて先ずとりあげて地頭衆に評定させた義久の
条目五条のうち四条目に菱刈繰替の事がある。これは前年菱刈氏に本城か
らしかるべき別の地に移るよう命じたことと関連しており、その替地につ
いてはかったものであろう。菱刈氏も移動を承知したものの移り先が判然
としなければ如何ともなしがたい。当面は曾木の返納ということだけに
どまったのであろうが、菱刈氏としては本城の見返り地をもとめ、それが
難航したのであろう。これをみても菱刈氏が直に本城を明け渡して他所(伊
集院上神殿等)に移ったとはいえないのである。かくして天正二年、菱刈
氏が本城を去って伊集院神殿に移ったというのは確実な史料に基づく記述
ではないことが明らかとなった。何故そのようなことになったのかの推察
は後に廻し、実際の経緯を示す史料を以下に掲げて史実を明確にしたい。

〔二〕

島津義久の養育掛で漢学史に造詣の深かった上原尚賢が著した『三州
割拠図』は戦国期から近世初頭に至る島津氏が三州統一を果たすまでの間
の諸勢力交替の状況を図で説明した比較的精度の高い史料であるが、その
中、大永六年(一五二六)図では菱刈重副分として本城・曾木・湯尾・馬
越・市山・羽月をあげ、天文四年(一五三五)図では菱刈重州として本城・
曾木・湯尾・馬越・市山・花北・羽月・平泉・大口・青木・山野・小河内
をあげ、天文十二年(一五四三)図では菱刈として同地域曾木・羽月・大
口の名をあげ、天文十九年(一五五〇)図では同じく菱刈氏として同版図
を本城・曾木・湯尾・馬越・市山・羽月・平泉・大口・青木・山野であら
わし、永禄十年(一五六七)図では同じく菱刈として同版図に花北の名を
副えている。そして天正元年(一五七三)図になると本城にのみ菱刈重広
とあり、曾木・湯尾・市山・羽月・大口・青木・山野は貫明公(島津義久)
領に、馬越は松齡公(島津義弘)領に、平泉は新納武久と記されている。

なお説明文中には「本城、右菱刈重広采邑」とある。天正十四年(一五八
六)図でも本城に菱刈重弘と記され、説明文中には「本城邑穀禄凡一千九
百二十三石」とある。そして終りに文禄四年(一五九五)図をあげるが、
それには伊集院神殿に菱刈重広とあり、本城・曾木・湯尾・馬越等には入
来院重時の名があげられているのである。

右によれば曾木は天正初年に菱刈家から離れているが、本城は天正十四
年迄は菱刈家が格護し続け、文禄四年には上神殿に領地替えとなっている
ことが示されているのである。さらに注目すべき史料として次の菱刈大膳
亮口上覚書草案(鹿児島県史料『旧記雑録拾遺家わけ七』菱刈文書九ノ一)
がある。

(前欠)

被成御頼之由承候、連々も御奉公方不奉存別儀候之条、向後存別心間敷
之由、御請之起請文差上申候、其砌先之為御手付、本城・曾木両所被下
候間、本城へ罷移候、然共近所二両城致格護候事憚多奉存候間、曾木之
事ハ其後差上被申候、其返地于今不被下候事、

一右之旨弥不存別心、堺目之御奉公種々被入精候之条、鎌田尾張守殿・宮
原筑前守殿ヲ以洪谷家調儀可申之由蒙仰候、悴者牛屎監物丞入申付致才
覚、無程申調、鹿児島へ御左右申上候間、龍伯様隈城二被成御光儀、即
おふぢ大膳亮致案内者、入木院又五郎殿・東郷弥次郎殿御目見得被申候、
勿論川内無残所御手ニ参候事、

一大閣様御下向已後、伊集院上神殿一名被下罷移候處、半右衛門尉事高麗
へ罷渡、三年相詰候而帰朝申候へ共又奥陣入之由被仰間、罷渡被成御帰
朝之時分致御供、直ニ京都へ相詰候而三年ニ罷帰候事、

一高麗・京都・庄内まで数年与頭被仰付致御奉公、既於庄内戦死仕候、其
後善次郎御侘被申上ニ付知行百斛被下候へ共、半右衛門尉已来方々御奉
公方ニ付、借銀仕置候返弁ニうり被申候間、于今高五百石役ニ罷成候事、

一菱刈跡として永々可致御奉公候之處、数代召仕候悴者へ少扶持をも可遣
跡無之、殊

一去年御支配之時分一所ヲモ不被下、惡敷知行方惡地にて候、殊に遠方へ被下候、
知行方惡地にて候、殊に遠方へ被下候、

今分にてハ向後御軍役相勤申事迷惑ニ存候、若輩として難申上候へ共、

以前より数代御奉公申来候筋目被思召合、此節被成御手付候様御披露奉

頼候、

(六一六)
元和二年八月廿日

菱刈大膳亮

別府信濃守様

鎌田左京亮殿

市来八左衛門殿

要約すれば菱刈家は永祿十二年(一五六九)本城・曾木をあらためて与えられ(同文書一―一七 島津義久宛行状写)本城に移ったが近接して曾木城を格護することは憚られ、曾木は返上した。しかしその替地はまだいたっていない。島津家に服属後、その指示をうけて大膳亮(隆秋)は親縁の incoming 又五郎(重嗣)、東郷弥次郎(重尚、菱刈重猛、隆秋の兄弟)にはたらきかけ、義久のもとに伺候、服属させた。豊臣秀吉の九州入りの後、本城から新領の伊集院上神殿に移ったが、重広は朝鮮に渡海、帰朝後も京都詰め役を果たした。その上慶長四年(一五九九)の庄内合戦に与頭として奉公。戦死を遂げた。その後嗣重秀(隆秋の実子、慶長十六年義久に殉死)は愁訴して知行を与えられたが、借銀が嵩み家来達の扶持にも事欠く状況である。慶長十九年(一六一四)の領地替えでも悪所ばかり与えられ、今後の軍役も覚束ない。そこで従来よりの奉公の次第を申し上げあらためて所領の給付をお願いしたい。ということになる。ここに藩要路に訴状案をしたためている菱刈大膳とはおふじ→おうじ→祖父大膳亮とあり、若輩でもあるから、その孫に当る重栄が隆秋の代弁をしているとも思われるが、やはり実質的には隆秋に他ならず、当時彼はなお菱刈家を代

表する立場にあったものと思われる。

さてここですばらく大膳亮隆秋について注目してみよう。『本藩人物誌』

には国賊伝として菱刈相模守重州入道天岩斎、菱刈左馬頭重豊、菱刈大和守重猛、菱刈大膳亮隆秋の四名をあげている。重州は菱刈家十四世、大和守重副の子で母は島津薩摩守成久の女、代々菱刈太良兩院、すなわち湯尾・馬越・曾木・本城と大口・入山・羽月・平泉・山野等を領有、重州代に至り肥後国の柞野・八代辺を押領したとある。永祿七年九月十八日歿、重豊はその嫡子と推定され、(系図に見えず)弘治二年(一五五六)島津貴久の蒲生攻めの際、北村陣で翌年四月十五日戦歿、重猛は重州の後嗣、母は東郷隠岐守重朗の女、屢々渋谷・蒲生氏らと結んで島津氏に抵抗、帰服して永祿四年(一五六一)十一月、貴久より栗野院一二〇町を給され、翌五年(一五六二)六月には北原氏から奪った横川を与えられている。永祿九年(一五六六)十一月八日、三十五歳で死去、隆秋は重州の三男、重猛の子鶴千代丸(後、半右衛門尉重広)がまだ五歳であったため、家督代となる。永祿十年(一五六七)相良氏と結んで島津氏に叛く。十一月、貴久の軍は井手籠氏の守る馬越城を攻め隆秋軍の救援を退け占領、菱刈側は横川・本城・湯尾・曾木・市山・青木・山野・羽月・平泉の諸城より悉く撤兵、大口城を相良氏の兵と共に守る。その後隆秋は屢々兵を出して市山城・堂崎・飛田瀬・小苗代・曾木城・永福寺等で戦を繰返したが、十二年(一五六八)一月いったん和議成立、しかし三月には和やぶれて羽月城の戦があり、五月には平泉城をめぐる戸神尾の戦があつて隆秋・相良氏側が敗北、八月大口城攻圍の末、九月十日降伏、十四日隆秋らは大口城を出て球磨に去るとある。しかし隆秋の活躍は上記の如くその後も続いていたのである。ここに隆秋の存在が明らかになった。大膳亮を名乗る者はこの時代島津義虎の第四子忠栄がいるが、菱刈氏の場合に於ては彼に限られている。子の重秀は重広が慶長四年(一五五九)庄内で戦死したあとをつぎ、重秀が

慶長十六年（一六一一）義久に殉死したあと、今度は女の子、すなわち孫の重栄があとをついだのである。元和二年（一六一六）には年齢を七十をこえていたと思われるが、陰でその政治を助けていたように考えられる。隆秋は永禄十二年以降、表舞台から姿を消したようにみえるが、その後も菱刈家の存続、勢威の保持につとめていたと思われる。重猛の妻、重広の母、大ニの書状にもしばしばその名が見えかくれる。

〔三〕

さて菱刈文書中に「菱刈本城ヨリノ書状等」一卷一点がある（同一〇ノ一―一）。原本又は古写本と思われ、元文二年（一七三七）の「菱刈家古文書万留帳」には「菱刈より神殿丸田へ文 十四枚」とあるものに該当する。すべて仮名文書でその発出者の多くに「ひしかりの本城より」、或いは「ひしかり本城内城より 大に」、或いは「大いに」、或いは「大ニひしかり御内より」とあり、大にとは重猛（永禄九年歿）の未亡人でまだ弱年の孫三郎重広の母と思われ、出水領主薩州家島津義虎の姉に当る人物とみられる。宛名の多くは円田三河、平兵衛、式部等円田氏であるが、同氏は菱刈氏一の直臣と思われる。（近世、神殿菱刈家氏神の祠官職を世襲した。）一通に菱刈大もしとあり、他の文中にもその名がみられるのは大膳亮隆秋で、重広の叔父、大にの義弟で幼少の重広に代って家政を牛耳った人物であろう。年代は天正初年から十年ごろまでのものと推定され、内容は重広の養育、成長への懸念、領地（替）の要求、その候補地、交渉の首尾、肥後八代、隈本在番（天正八年以降）のこと、それらについての兄義虎（天正十三年歿）の助力への期待等々で、当時おかれていた菱刈家内外の立場の不安定さを微妙に物語っているように思われる。しかし右による限り、天正二年（一五七四）に菱刈氏が本城を失なったとする通説は誤りで少なくとも天正十年（一五八二）代まで同城を格護し、返地を求めて

隆秋や円田氏が種々工作を続けていたことが判明する。大には本城の内城に居住し、重猛後家としての権威を保持していたのであろう。

大にの歿年等は不明であるが、重広の成長に伴い、隆秋との関係、一族及び他家との関係の変化がどのようにあらわれてくるか、史料によって辿ってみよう。

相良家との関係は享禄三年（一五〇〇）重州がその合力を得て島津羽守忠明の大口城を攻略してから一層緊密となる。忠明は重州の義祖父であるが、重州の弟重任は相良義滋の女を室としており、また妹は義滋の子晴広の室であった。重任の子孫は後人吉に移り相良家々臣の菱刈氏となった。

次に祁答院良重の室は薩州家の義虎の姉で菱刈重猛の室も同じく義虎のもう一人の姉である。そして良重も重猛も同じ永禄九年（一五六六）に歿している。東郷重尚は重猛の弟で先に東郷重治の養子となつて東郷家を嗣いだのである。（菱刈重州室は東郷重朗女）入来院家もまた祁答院・東郷家と同族で縁戚関係にある。（祁答院重貴室、東郷重朗室はともに入来院重聡の女）かくして菱刈氏は相良氏（菱刈重州の弟重任室は相良義滋女、相良晴広室は菱刈重副の女）の他、薩州島津家、北薩渋谷氏一族（祁答院・東郷・入来院）と親縁関係にあったといつてよい。この関係こそが菱刈氏が本宗島津家の進出に抵抗できた大きな支えであつたといえよう。そして前述の通り隆秋が義久に服従した後、隆秋はその親縁関係によつて入来院・東郷家を説得して義久を服せしめたのだという。当時祁答院家は良重の不慮の死後、入来院家の勢力下に入つていたと思われる。重広が久しく祁答院湯田に居住したこともかかる事情に因るものであろう。左に諸氏間の縁戚養子関係を示す略系図を掲げておこう。

(2) 坪付

小苗代御薬師如来為仏供奉寄進

大口之内太田名郡山先

三反

已上

平田

藤原隆豊判

天正八年庚辰潤三月六日

菱刈孫三郎

本城

永福寺

奉寄進

(3)

小苗代

一反

畠地

中島之内

天正八年庚辰三月十二日

菱刈越後守

藤原重昌判

永福寺

使丹波守

小苗代永福寺への土地寄進状であるが、(1)は元龜三年(一五七二)で

重昌とある。恐らく重昌は花北領主として畠地を寄進したのであろう。(3)

は天正八年(一五八〇)で重ねて同地を再寄進したものとと思われる。(2)

は同年重昌の後嗣隆豊が別に田地三反を寄進しているが、連名している孫

三郎とは重広であり、本家の本城領主として承認したことを示しているの

であろう。これにより前の新納忠光宛の伊集院忠金(幸侃)ら島津家三宿老発出の文書は元龜二年(一五七一)のものと推定でき、このことは曾木が永禄十二年(一五六九)本城と共に菱刈(重広)氏に与えられたものの、重昌が分領、その後間もなく島津家に返還したことを示しているものではあるまいか。なお(1)・(3)に永福寺への使者として見える両名は前述菱刈二男家文章中に「先祖代々家来之者位牌之写にて御座候」として書上げている氏名中に「松崎丹波」「坂本豊前」とあるのに当り、同家の家人であることがわかる。

さらに菱刈文書六・七(天正八年)五月六日の梅北国兼書状写によれば、「本城・湯尾之事入乱候之条」とあつて湯尾地頭の梅北国兼から本城領主の菱刈民部(重広)に対し、領内の苅麥の件につき談合を申し入れており、天正八年五月の時点で本城城主、領主はまさしく菱刈重広であることが明らかになった。次に天正十二年(一五八四)正月の坪付に「肥後之内、熊莊所三百五十町 御重恩 菱刈民部大夫殿」とある。(菱刈文書四一八)しかしこれは実効を伴ったものか疑問もある。

天正十五年(一五八七)秀吉の島津家攻めの際、本城はどのような立場におかれていたのだろうか。「新納忠元勲功記」によれば秀吉は山崎から難行軍の末、鶴田に移り、曾木に入り天堂が尾に着陣する。その間伊集院忠棟が石田三成を案内して菱刈に向い、本城より大口に推参したところ忠元は鉄砲を打かけたという。忠元は容易に説得に応じず、忠棟らも一旦引あげる。しかし新納久饒らの説得で忠元も和議に応じ、五月二十六日には洪水のため大口より馬越を迂回して天堂か尾の陣屋に出頭、秀吉と対面している。この段階では本城は大口の新納氏に備える役割を負わされていたのであろう。

本城に近く麓に鎮座する諏方神社は菱刈氏開創の神社と考えられ、事実、文明六年(一四七四)十二月六日の藤原氏重(菱刈氏十一代)の棟札があつ

たという。ところが同社に現存する天正十九年（一五九一）七月二十一日付の棟札には「大施主藤原朝臣忠豊」とあり、同人は佐土原領主忠豊（豊久）に間違いないと思われる。文禄四年（一五九五）以後の本城領主は東郷源七郎忠直であり、（永吉島津家文書、文禄四年九月二十八日知行目録）忠直は忠豊の弟であるから、それ以前既に本城領主が佐土原島津氏であったとも考えられるが、或は後に忠直が兄の名の棟札を奉納したとも考えられ明らかでない。天正十五年から文禄四年までの本城領主は誰なのか確証を欠くが、後掲史料からみて菱刈重広が維持していたものと考えられる。

もともと菱刈重広も島津忠豊も東郷忠直も文禄元年（一五九二）の朝鮮出兵に参加しており、何れにしても留守中の国もとの所領の移動は信頼できる家人達に一任されていたであろう。朝鮮出兵で領主不在の本城にも秀吉付の鷹匠落合新八郎が鷹の獵場視察に訪れている。菱刈文書六一、四等によれば、文禄二年八月二十九日大口より菱刈に來た落合新八郎が領主に鷹之巢山の境域を設定、九月二日出入禁制札を立て三日栗野へ移動している。秀吉へ献上の鷹の生産地として点定、領主に管理を命じたのである。命をうけた菱刈半右衛門尉は重広、折から朝鮮出軍中でそのため留守中として菱刈尾張守・井手籠越前守・山田丹波守・竹下玄蕃允・竹内飛騨守、田田三河介の菱刈一家族家人の名があげられている。

文禄四年、朝鮮からの帰国のことと、菱刈本城より伊集院神殿への領地替、移動が重なった。次の史料は、その間の事情を物語っている。まず、

菱刈文書六一五

追而令申上候、たいのやより申せにて候、われわれ前より御き念無油断申候、早々御帰朝之事、望敷こそ申上候へ、御長文被下候、則城内ふもと寺社各々へ披露申候、御座下之拍手まで迷惑千万とこそ被申上候へ、いかさま屋御目候て、彼是御祝言可申上候、恐々、以上

今春之御慶賀、重畳目出度申上候、仍御文被下候、忝令拝見候、御前御辛

勞之儀難筆紙尽候、御帰朝之義相聞申候、一段目出度奉待申候、將又御内之上下共ニ無何事候、可御心安候、今程之御栖ふりよにて候へ者、我々心懸申候事無是非候、御馬飼御たる之事、御火番衆、はきさうち等ニ至まで、少茂無油断申候、題目御祈念之儀、禿衆油断不申候、子細之旨、立重之人衆可被申上候、賀事、恐惶謹言、

式月吉日

山田丹波守

重年（花押）

田田三河介

重經（花押）

菱刈両御納所中

年末詳であるが、内容から文禄四年（一五九五）のものと思われる、本城留守の重臣田田重經らから朝鮮従軍中の重広らに国元の状況を伝え、領地替で不安定な現状にある事も指摘しているのである。次の菱刈二男家文書はさらに具体的な内容である。

本城之内ニ石役之事

一高佰六拾四石九斗壹合六タ八才

一右之内三拾石者無公役可致用捨之事

一相殘テ百三拾四石九斗一合六タ八才者

後日迄出物可被成付

事者、如本城之御公役可被成候、

一屋敷數公役者、公儀にかかり候する事

なから幾度も御閉目

二公役者、拙子倅屋敷分三度出一度被下候、

一桑之事者半納所へつけ可申候、

一右之此等之儀、今日御談合如申替候、後日迄茂御心中無異儀候者者、拙

子縦何方に被召移候とも、今之我等知行分さへ被下候へハ、別儀有間敷

候、自然御分別相ちかひ、又々右之公役ニ付入組共被行候者、其許にて

ハ我等も公儀へ可申出候、又貴老様も公儀へ御披露可有候、已上、

文禄四年式月廿日

右之役雲臺軒

竹内飛驒守

菱刈大膳亮殿

同伴右衛門尉(花押)

この段階では本城の替地がどこかまだ判然としておらず、公役等の配分について定めたもので、伴右衛門尉重広は従来の知行分さえ確保できれば別儀なしといい、相違した場合或は公役について入組みを生じた場合双方で公儀へ申出るべきことを約しているのである。宛先の菱刈大膳亮は隆秋、重広の叔父で、その幼少時には代理をつとめたが、なおも実質的に後見役としての立場にあったとみられる。そして次の菱刈文書七・4の人数賦覚書からは

「文禄四年十二月五日

上神殿之人数

本城荷運ニ付

かく井 孫二郎一人

帖佐へ

指之口 助兵衛一人

中その □兵衛馬二人

平 四郎右衛門尉馬人

(略)

以上 人 廿五人 馬 七疋」

いよいよ神殿への移住がきまり、荷運の人馬が割り当てられていることがわかる。

かくして天正二年(一五七四)菱刈氏は一旦移領を言い渡され乍ら、その後も格護し続けてきた菱刈本城から文禄四年(一五九五)末には伊集院神殿へ移領を実行したことになる。

〔五〕

天明四年(一七八四)、菱刈大炊実祐の「当家之二男家菱刈正次郎筭蔵之文書諸書付留」には前出の「龍伯様より菱刈四郎江花北一所之地被下候間、御家老三原遠江守重秋・川上上野入道意釣・伊集院右衛門太夫忠金連判之御下知状壹通」をはじめとして同家所蔵の文書系図数十点の目録が書きとめられており、中にはその内容まで写してとられているものもあり、また別に「龍伯様御状壹通」の如く原文書の伝えられているものもあるのである。

「急度申候、出水御材木始者輕々と被仰下候処ニ、大木故以之外手間入、于今遅々仕候、併引済木奉行へ至合點、今月十一日ニ墨付取かわし候、此等之趣為可申入、早使指上候、巨細之入組者、近々可致上京之条、其節可申談候、將亦拙者上洛之儀被仰付候、雖然連々御材木ニ付、今迄令延引候、乍去木共事済候間、近日此元可打立覚悟候、恐々謹言、

九月十五日 龍伯(花押)

兵庫頭殿

本文書は関連文書が島津家文書中に数点あることから、同じく慶長元年(一五九六)の材木調進関係文書の原本の一つとみてよいであろう。恐らく本文書は島津義弘が側近の士として重用した菱刈隆豊らに恩給したものの相伝文書と考えられる。

菱刈二男家とは重副の弟重政から出る。重政の子が重根、その子が重昌である。重昌は義久から曾木を与えられ、後転じて花北を与えられている。重昌の子は女子が北原氏妻で、後嗣が隆豊である。隆豊は孫三郎、越後守、源兵衛、休兵衛と称した。朝鮮出兵に長期滞留、義弘の側近にあつて活躍した。そして嫡家の重広が慶長四年(一五七七)庄内の乱で戦没した後、叔父隆秋の子重秀が跡をついだが、重秀は慶長十六年(一六一四)島津義久の死後、殉死したため、隆豊が家督代となつて伊集院神殿に移居してい